

安倍晋三元首相の「国葬」に反対し、実施の撤回を求める声明

私たち日本キリスト改革派教会は、本年 7 月 22 日に岸田内閣が、参院選遊説中に亡くなった安倍晋三元首相の「国葬」を 9 月 27 日に行うことを閣議決定したことに対して、下記の理由から反対し、実施の撤回を強く求めます。

1. 法的根拠のない「国葬」は立憲主義の原則に違反します

戦前の明治憲法下においては、勅令としての「国葬令」が存在しましたが、戦後は日本国憲法の精神に矛盾するとして、1947 年に失効しました。したがって、現在、日本では「国葬」を行う法的根拠はありません。戦後、唯一の例外として 1967 年に吉田茂元首相の「国葬」が行われましたが、この時も法的根拠がないまま強行されたことに大きな批判が起りました。その後は、「法的根拠が明確でない」という理由によって、「国葬」は行われてきませんでした。

今回、岸田政権は、内閣府設置法 4 条 3 項 33 号で「国の儀式」が内閣府の所管事務とされていることから、閣議決定で「国葬」を行うことができると解釈し、「国葬」を強行しようとしています。しかし、内閣府設置法は内閣府の所管業務の範囲を定めたもので、何が「国の儀式」であるかを定めた法律ではありません。したがって、「国葬」に関する法律がないにも関わらず、政府が閣議決定で「国の儀式」として「国葬」を行うことは、立憲主義を無視した違法な行為であり、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」とする憲法 83 条に違反します。

2. 「国葬」は個人の思想・良心・信教の自由を侵害します

そもそも、人の死に対して弔意を表すという行為は、個人の思想・良心・信教の自由と深く結びついた行為です。したがって、国家が特定の個人への弔意を強要するようなことがあってはなりません。

松野官房長官は、7 月 22 日の閣議後の記者会見で、「国葬」に関して、「無宗教形式で、簡素・厳粛に行う」、「国民一人ひとりに政治的評価や喪に服することを求めるものではない」と述べました。しかし、「国葬」となれば、葬儀に関わる全ての費用は、税金である国費によって支出されるため、個人の意思に関わらず、すべての納税者が弔意を強要されることとなります。さらに、「国葬」においては、全国の自治体や教育機関に弔旗を掲げること、記帳台や献花台の設置を指示する通達が出され、事実上、弔意がすべての人に強要されます。こうした弔意の強要は、個人の思想・良心の自由（憲法 19 条）、信教の自由（20 条）に反するものであり許されません。

安倍元首相は在任中、「特定秘密保護法」「共謀罪法」「安保法制」などを強行し、民主主義の基盤である法の支配と立憲主義の原則を否定する政治を行ってきました。また、今回の事件で、カルト団体である旧統一協会（世界平和統一家庭連合）と深い関係にあったことも明らかになっています。それにも関わらず、岸田政権が「国葬」を強行し、安倍元首相を礼賛するならば、安倍元首相に対する様々な批判を封殺し、自由な言論を抑圧することにもなりかねません。

以上の理由により、私たちは安倍晋三元首相の「国葬」に反対し、実施の撤回を強く求めます。

「主はこう言われる。正義を守り、恵みの業を行え。」（イザヤ書 56 章 1 節）

2022年 8月 3日
日本キリスト改革派教会
大会 宣教と社会問題に関する委員会
委員長 弓矢健児